

# 江別市

## ごみステーション等の設置の手引き

(共同住宅)

◆この手引きは、ごみステーション等の設置について必要な基準を定めることで、市民の健康で快適な生活の確保を目的として作成しています◆

江別市は「家庭ごみ収集の有料化」を実施しています

**有料** 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」・「大型ごみ」

**無料** 「資源物」：びん、かん、ペットボトル、白色トレイ、紙パック

「危険ごみ」：スプレー缶・ガスカセット缶、蛍光管、乾電池、ボタン電池、  
小型充電式電池、ガス・オイルライター、水銀入りの温度計・  
体温計

※ ごみ・資源物の分別や出し方については「ごみと資源物の分別の手引き」を  
ご覧ください。

※ ごみ・資源物は、収集日の朝、8時45分までに定められたごみステーション  
等に出してください。

※ 大型ごみの収集の申し込みは、大型ごみ受付センターになります。

令和2年10月

生活環境部環境室

# 共同住宅のごみステーション等の設置について

## 概要

この手引きは、4戸以上の共同住宅を所有している方および建築しようとする方が、その敷地内に設置しなければならない、居住者のためのごみステーション等の位置等について、わかりやすいように作成しています。

## 対象となる共同住宅

4戸以上の共同住宅（ワンルーム形式及び事務所・店舗等を併用するものを含む）に適用されます（江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例第21条）。

## 事前協議・ごみ処理計画等届出書

共同住宅を建築しようとする方は、建築確認申請の前に、次の手順により手続きを行ってください。

- 1 ごみステーションを設置する場合には、ある程度決まりましたら、市への届出の前にごみステーションの場所、設備等について、近隣に居住する市民等に説明してください。
- 2 近隣住民への説明が終了しましたら、着工前に「共同住宅ごみ処理計画等届出書」（第2号様式。以下「届出書」という）を提出してください。

### 【貼付書類】

- 1) 付近見取図
  - 2) 位置図（「大型ごみ・ごみステーション」の位置を示した書類）
  - 3) 各階平面図
  - 4) 形状図（ごみステーションの形状を示した書類）
- 3 届出した計画に変更が生じた場合は、10日以内（土・日・祝日を除く）に届出書を提出してください。この場合の貼付書類は、該当するもののみ貼付してください。
  - 4 市は、届出書の提出を受けてから5日以内（土・日・祝日を除く）に協議を終えます。
  - 5 ごみ収集を開始する、2週間前までに連絡してください。

## 基本事項

共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

### ○設置場所

- 1 1棟につき1箇所のごみステーションを敷地内に設置してください。
- 2 隣接する敷地に共同住宅がある場合、いずれかの敷地内にまとめて1箇所のごみステーションを設置することができます。また、所有者等が違う場合であっても双方の合意があれば同様とします。

- 3 容積は1住戸につき4人世帯で概ね120リットル(0.12立方メートル)以上が基準となります。ただし、単身世帯向け共同住宅については、ごみ排出量が少ないことを考慮し、1住戸当たり概ね90リットル(0.09立方メートル)以上となります。
- 4 大型ごみを出す位置(場所)については、当該敷地内で他のごみと区分してください。ただし、通用口や建物内の廊下等に出すことは出来ません。
- 5 ごみステーション以外の用途とは共用できません。
- 6 ごみ収集車が支障なく敷地内に進入し、かつ、退出することができるとともに敷地内通路はその重量に耐えうる構造であり、歩行者等の危険防止のための安全対策をしてください。
- 7 収集作業に支障となる障害物がないようにしてください。

#### ○構造の基準

- 1 形態、構造については、ごみの飛散防止・防臭・衛生等に配慮されたものにしてください(ボックス型が望ましい)。
- 2 扉を設置する場合は、引き戸、シャッター等の収集作業に支障がない扉とし、開けた時に敷地から出ないようにしてください。また、収集日当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないでください。

#### ○共同住宅の所有者等の責務

共同住宅の所有者等は、次の事項を遵守してください。

- 1 ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみの保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては直接指導を行ってください。
- 2 大型ごみについては、入居者に直接「大型ごみ受付センター(TEL380-6000)」に申し込むことを通知するとともに、大型ごみの排出場所を入居者に通知してください。  
※ 大型ごみは、「住所・氏名・電話番号・ごみの品目・個数・収集希望日」等を受付センターに伝え、「大型ごみ処理シール」を販売店で購入し、受付番号を記入したうえで、ごみに貼付し、排出場所に出すことも通知してください。
- 3 ごみステーション及びその周辺の清掃保持について、居住者に徹底を図ってください。
- 4 ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、ごみステーション周辺(敷地内通路を含む)に駐車されないよう防止策を講じるとともに、ごみ収集作業に支障が無いようにしてください。
- 5 ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことが出来るようにしてください。

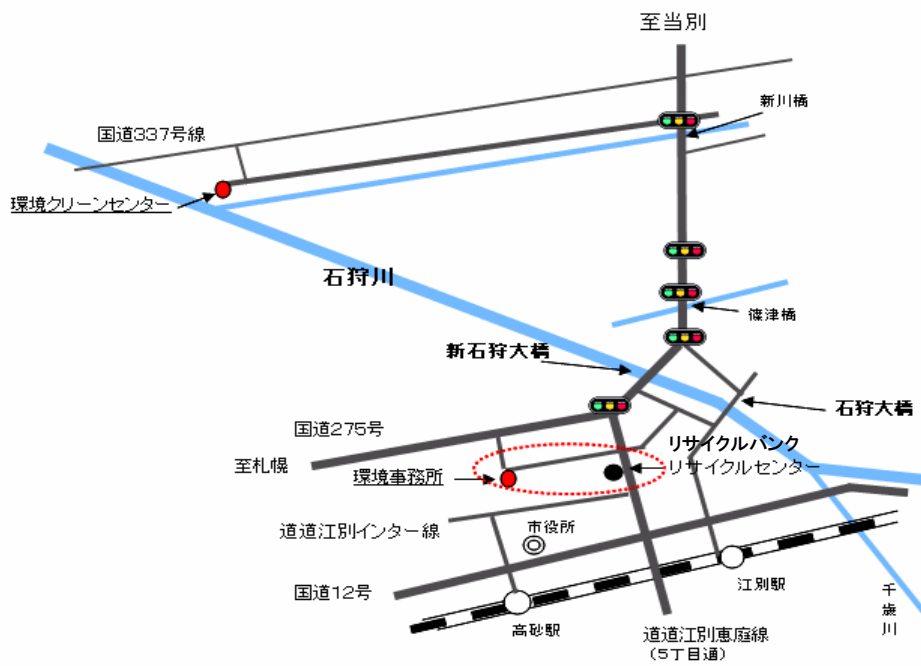
#### ○あっせん・仲介業者の責務

共同住宅の賃貸等に関するあっせんまたは仲介業を営む方は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみの保管場所等を入居者に周知してください。

## 届出書提出及びお問合せ

生活環境部 環境室 廃棄物対策課  
郵便番号 067-0051  
住所 江別市工栄町14番地の3  
TEL (011) 383-4217  
FAX (011) 382-7240

### 環境事務所(環境室)位置図



第2号様式（第13条及び第15条関係）

共同住宅ごみ処理計画等届出書

年 月 日

（あて先）江別市長

共同住宅所有者等 住所

氏名

㊦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則第13条及び第15条の規定に基づき提出します。

建築物に関する事項	名称： 所在地：		住戸数 計 戸	
	所有形態	<input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸		
	着工日(予定)	年 月 日	竣工日(予定)	年 月 日
ごみステーションに関する事項	設置状況	<input type="checkbox"/> ボックス <input type="checkbox"/> ネット <input type="checkbox"/> 囲い <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他		
	ごみ収集車の敷地内進入		<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不必要	
	ステーションの使用開始日(予定日)		年 月 日	
	近隣住民への説明	説明日： 年 月 日 相手方（団体名・氏名）：		
管理人(管理責任者)に関する事項	管理人（管理責任者）	<input type="checkbox"/> 置く <input type="checkbox"/> 置かない		
	住所： 氏名（法人名）： 担当者： 電話番号：			
管理会社に関する事項	管理（管理責任者）の委託	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
	住所： 氏名（法人名）： 担当者： 電話番号：			
変更に関する事項	<input type="checkbox"/> 共同住宅所有者等 <input type="checkbox"/> 管理人 <input type="checkbox"/> 管理責任者			変更年月日
				年 月 日
※受付欄		※協議済		※処理欄
年 月 日		年 月 日		
第 号		第 号		

届出者(代理者)	氏名(法人名)：		
	住所： 電話番号：		

- 注 1 付近見取図、位置図（ごみステーション及び戸別収集する場所の位置を表示したもの）、形状図（ステーションの形状を表示したもの）及び各階平面図を各1部添付すること。
- 2 欄は、該当に「レ」又は「■」を記入すること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。